

## 総合計画と自治基本条例の関係、位置づけ、役割のあり方

### (1) 総合計画の構造と基本構想の位置づけについて (前回の検討結果)

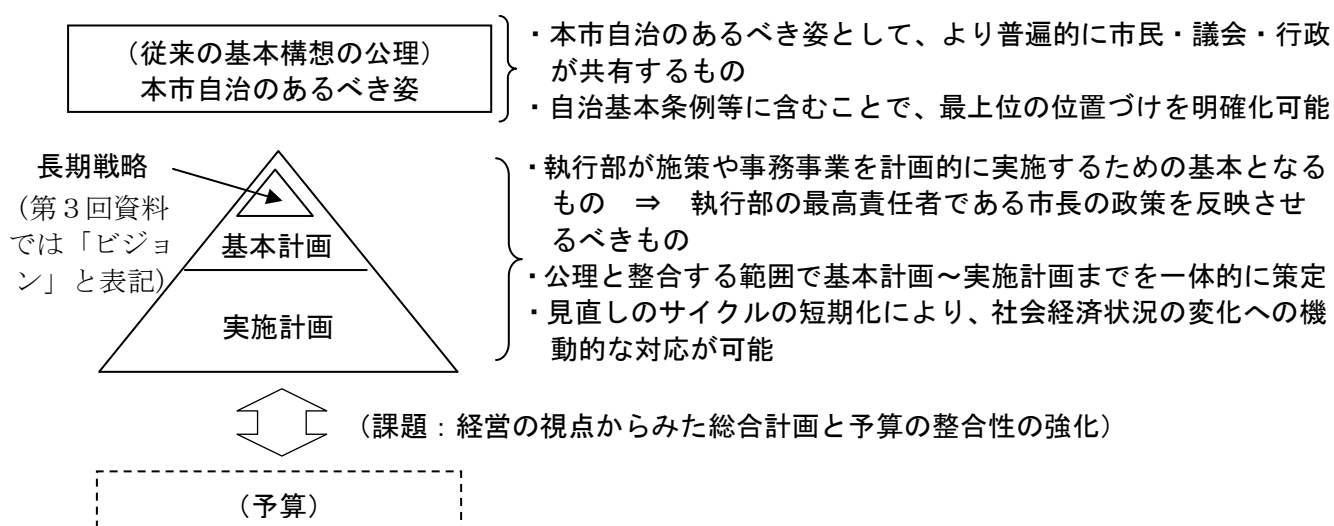
- 第3回会議では、今後の総合計画の構造と基本構想の位置づけとして、①構想・計画連動型、②構想・計画非連動型、③公理独立型の3案を提示した。この結果、頂いたご意見の要旨は、次の通りである。

#### 【第3回会議で頂いたご意見】

- 長期計画の部分は自治基本条例に入れる形でいいのではないか。
- 市民、議会、市が共有できるものを自治基本条例に含め、計画部分は、市長が提示した4年間のマニフェストをもとに、メリハリのついた方向性を示したらどうか。基本計画の中身も、10～30年間のビジョンを示した上で、4年間にやりたいことを示す必要があるのではないか。
- 将来人口の規模や土地利用構想など、構想と計画のどちらで扱うべきか整理が必要である。
- Plan-Do-Seeといったガバナンスがかけられないものは、計画ではなく理想や公理である。超長期的に共有すべきことは、公理に該当する。
- 自治基本条例を頂点に、どのように体系化していくかが大事である。また、人口の方向性などが異なってきたら、議会や市民と話し、自治基本条例を見直すこともありうる。

- 第3回会議において最も理解が得られた案は、上位の普遍的公理と二層構造（基本計画・実施計画）から成る【公理独立型】であった。第4回会議以降は、【公理独立型】を前提に、総合計画や自治基本条例のあり方について検討を行う。

#### 【公理独立型】(参考資料2を参照)



## 第4回\_自治体経営改革戦略会議（H24. 10. 31 開催）

**（2）総合計画の策定にあたっての論点（前回の検討結果）**

- 第3回会議では、総合計画の策定のあり方について、4つの論点を議論いただいた。ご意見の要旨は次の通りである。

**① 総合計画の策定根拠について**

- 総合計画の策定根拠は明確にするべきで、根拠条例の中に策定手続も定める必要がある。しかし、総合計画の構成などは条例で定める必要はない。

**〔第3回会議で頂いたご意見〕**

- 自治基本条例による法的根拠は、ないよりはあった方がいい。ただし、法的な拘束力と機動力との両立が難しい。
- 総合計画の策定根拠は、法の支配の観点から明確にするべきである。しかし、総合計画の構成などは、行政執行機関が検討すべきもので、条例で定める必要はない。他方、総合計画の策定手続については、定めておく必要がある。

**② 総合計画の期間について**

- 総合計画の期間は、P D C Aサイクルを機能させるために、首長の任期と連動させて設定するべきである。

**〔第3回会議で頂いたご意見〕**

- 総合計画の期間は、首長の戦略にあうように首長任期の4年がよい。
- 総合計画の期間は、首長任期を考慮して、評価がしやすい4年や8年といったサイクルがよい。
- 総合計画の期間は、首長任期と連動させて4年、8年、12年としないと、P l a n - D o - S e e が働かない。新しい首長が前任の後継者であれば、計画も引き継がれるだろうが、計画期間は、任期の倍数で設定するべきである。

**③ 総合計画と議会の関わりについて**

- 公理に該当する部分は、市民、議会、市が共有できるものとして、総合計画のより上位に位置づけられる自治基本条例によって議決されるべきであるが、計画部分は、議会が予算編成を通じてチェックするべきである。

## 第4回\_自治体経営改革戦略会議（H24.10.31開催）

## 〔第3回会議で頂いたご意見〕

- 市民、議会、市が共有できるものを自治基本条例に含め、計画部分は、市長が提示した4年間のマニフェストをもとに、メリハリのついた方向性を示したらどうか。（再掲）
- 公理については、議会のチェックを入れて、共有されるものである。実施計画たる総合計画については、マニフェストを中心にプランが作られるが、議会は予算執行などの点で、総合計画との関係性にも触れることができる。また、総合計画に含まれる戦略との整合性や達成度を評価することはできる。
- 首長が4年間何をするのかを表したマニフェストを掲げる一方、抑制と均衡の観点から、議会が予算編成でチェックするべきである。
- 二代表制を踏まえると、議会は、より上位レベルにある自治基本条例を議決するべきだが、計画部分の議決は必要ない。議会は、予算や決算、条例を議決してもらう中で、役割を發揮できる。
- 全市民から意見をもらうことは難しいので、議会のチェックが必要である。

## ④ 民意の総合計画への反映の方法について

- マニフェストは、市民の投票結果であるために、最大限「尊重」するべきものであり、広く開かれた場で議論を行う必要がある。
- 首長の政治的リーダーシップで優劣の基準を予め明らかにした上で、行政が気づかなかった点を補うために、市民意見の聴取や住民参加を進めることが望ましい。

## 〔第3回会議で頂いたご意見〕

- 最上位計画として総合計画がある中、マニフェストをどのように行政に落とし込むかという点に問題意識がある。誰がどのような責任で行政に反映させるのか、また、議会と市民との関係を整理する必要がある。
- マニフェストは、市民の投票結果であるがゆえに、最大限「尊重」する必要がある。ここでいう「尊重」とは、広く開かれた場で議論を行う必要があるという意味である。一方、公理の議論は、地域全体の観点から議会が判断を行う形になる。
- 首長の政治的リーダーシップで優劣を判断し、さらに、Plan-Do-Seeを進める中で、有用性や効率性を検証する。ただし、市民意見をもらう前提として、優劣の基準を明らかにしておかないと混沌とする。
- 様々な人の意見の中から優先順位を選ぶことが「経営」であり、マニフェストがその基準となる。
- 自治基本条例や行政改革プラン、マニフェスト、総合計画など、それぞれの役割が重なっているところを整理し、市民に分かりやすくする必要がある。
- 住民参加の機能は、首長や市が気づかなかった点を補うということにあり、頂いた意見を全て反映する必要はない。